

暫定採点 結果報告書

憲法（科目別）

※ 非公式・暫定の採点です。AIが生成した暫定解答に基づく見込み値で、配点・部分点は公式の「正解及び配点」の公表まで過去年度に基づく見込みです。合否・順位の予想はしません。最終的な確認は法務省の公表による正解で行ってください。

暫定得点

26 / 30点

サンプル（令和7年の問題で作成）／版 sample-v2

科目別

科目	正答	暫定得点	見込み満点
憲法	10/12	26	30
合計		26	30

間違えた問題（2問）

憲法 第3問

憲法 第4問

科目別・分野別の正答状況

科目別

科目	正答	正答率	見込み得点
憲法	10/12	83%	26 / 30

分野別（取りこぼした分野が上）

正答率の低い分野から並べています。上位（赤）が優先的に復習したい分野です。

要復習 精神的自由（憲法・0/2）	0%
社会権・参政権（憲法・3/3）	100%
総論（憲法・3/3）	100%
人権総論（憲法・2/2）	100%
統治機構（憲法・2/2）	100%

〔第 1 問〕 (配点 : 3)

「公共の福祉」に関する次のアからウまでの各記述について、b の見解が a の見解の批判となっている場合には 1 を、そうでない場合には 2 を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No. 1] から [No. 3])

- ア. a. 憲法第 12 条・第 13 条の「公共の福祉」は、人権の外にあって、それを制約することのできる一般的な原理であり、憲法第 22 条・第 29 条が「公共の福祉」を掲げたことに特別な意味はない。
- b. 「公共の福祉」を「公益」や「公共の安寧秩序」と言い換えたところで、極めて抽象的な概念であることは変わらないので、結果として、「公共の福祉」が明治憲法下の法律の留保のような機能を実質的に果たすおそれがある。 [No. 1]
- イ. a. 憲法第 22 条・第 29 条の「公共の福祉」は経済的・社会的な政策的な人権制約の根拠となるが、憲法第 12 条・第 13 条の「公共の福祉」はそのような制約の根拠とはならず、人権の内在的制約のみを意味する。
- b. 憲法第 12 条・第 13 条を倫理的・訓示的規定として解釈すると、新しい人権を基礎付ける包括的な人権条項として憲法第 13 条を活用することができなくなる。 [No. 2]
- ウ. a. 「公共の福祉」とは人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であり、この意味での「公共の福祉」は、憲法規定にかかわらず全ての人権に論理必然的に内在している。
- b. 人権に対する制約を全て人権の内在的制約として説明する考え方は、論理的に殺人の自由や強盗の自由をも一旦憲法の保障する人権に含めた上で、その制約の可否を議論することになるので、人権に関する一般的な理解や説明と整合しない。 [No. 3]

○ あなたの解答: **ア1 イ2 ウ1** → 暫定解答: **ア1 イ2 ウ1** (3/3 記述一致)

【結論】

ア＝1（批判となる）、イ＝2（批判とならない）、ウ＝1（批判となる）。憲法「公共の福祉」論における a・b の批判関係を問う。

【根拠条文】

憲法12条、13条、22条、29条。

【各肢の検討】

ア（批判となる）：a「12・13条の公共の福祉は人権外の一般的制約原理、22・29条の公共の福祉に特別な意味はない」（一元的外在制約説）に対し、b「公共の福祉を公益・公共の安寧秩序と言い換えても抽象的で、明治憲法下の法律の留保のような機能を果たすおそれ」は、一元的外在制約説の人権軽視傾向を批判する論拠。

イ（批判とならない）：a「22・29条の公共の福祉は政策的制約根拠、12・13条は内在制約のみ」（内在・政策二元制約説）に対し、b「12・13条を倫理的・訓示的規定と解すると新しい人権の根拠として機能しなくなる」は、aの説が12条、13条を訓示規定として解していないことから同説への直接批判にならない。

ウ（批判となる）：a「公共の福祉＝人権相互調整の実質的公平原理（一元的内在制約説）」に対し、b「全ての人権を内在制約で説明すると、殺人・強盗の自由まで人権とすることになり人権理解と整合しない」は、一元的内在制約説が内包する人権に関する一般的な理解や説明と整合しない点を指摘する批判。

【第2問】（配点：2）

法の下での平等に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選
びなさい。（解答欄は、【No. 4】）

ア．本邦に在留する外国人で、在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に
残留する者（不法残留者）を生活保護法による保護の対象としないことは、外国人を日本人と
区別して取り扱うもので、憲法第14条第1項に違反する。

イ．女性についてのみ前婚の解消又は取消しの日から一定期間、再婚を禁止することは、再婚を
する際の要件に関し男性と女性とを区別するものであるから、女性についてのみ再婚禁止期間
を設けること自体が、憲法第14条第1項に違反する。

ウ．尊属に対する尊重報恩は、旧家族制度的倫理観に基づくもので合理的とはいえないから、子
が親を殺害した殺人事件において、被害者が尊属であることを犯情の一つとして具体的事件の
量刑上重視することは、憲法第14条第1項に違反する。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

○ あなたの解答: 8 → 暫定解答: 8

【結論】

正解は肢8（ア× イ× ウ×）。法の下の平等（14条1項）の判例（外国人・再婚禁止期間・尊属殺犯情）を問う。

【根拠条文】

憲法14条1項、生活保護法1条、民法733条、刑法200条（削除済）・199条。

【判例】

不法残留者生活保護事件（最一小判平成13年9月25日）、再婚禁止期間違憲判決（最大判平成27年12月16日）、尊属殺量刑事件（最大判昭和48年4月4日）。

【各肢の検討】

ア（誤）：不法残留者生活保護事件判決（最一小判平成13年9月25日）は、不法残留者を生活保護対象外とすることを立法裁量の範囲内として14条違反にならないとした。在留資格のない外国人への保護適用は、在留管理制度との関係で合理的区別。本肢は違憲とするが判例と逆。

イ（誤）：再婚禁止期間違憲判決（最大判平成27年12月16日）は、再婚禁止期間について「画一的な基準から不正を推定し、父子関係を早期に定める趣旨から再婚禁止期間制度自体を違憲としたわけではなく、「100日を超える部分」を違憲とした。本肢は「再婚禁止期間を設けること自体」が14条違反とするが、判決の限定的な違憲判断と異なる。

ウ（誤）：尊属殺量刑事件（最大判昭和48年4月4日）の判例は、尊属殺類型の特別刑（刑法200条）は違憲としたが、被害者が尊属であることを量刑で重視すること自体（通常の殺人罪の量刑考慮要素として）は憲法14条違反ではない。本肢は量刑考慮も違憲とするが、判例の射程を超える。

【第3問】（配点：2）

次の対話は、政教分離に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No. 5】）

教授. 憲法第20条第1項の「宗教団体」、憲法第89条前段の「宗教上の組織若しくは団体」の意味について、最高裁判所はどう解していますか。

ア. これらは同義であり、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体と解しています。

教授. では、神社に対する玉串料としての県による公金支出が問題となった事案では、最高裁判所は、これが憲法第20条第3項の「宗教的活動」に当たるか否かについて、どのような判断をしましたか。

イ. 靖国神社及び護国神社が挙行した例大祭等への玉串料等の奉納は、県が特定の宗教団体の挙行する重要な宗教上の祭祀に関わり合いを持ったことは否定できないが、遺族援護行政の一環として、戦没者の慰霊及び遺族の慰謝という世俗的な目的で行われた社会的儀礼にすぎないものであるから、宗教的活動には当たらないと判断しました。

教授. 市が市有地を無償で宗教的施設の敷地としての利用に供している行為について、憲法第89条違反が問題となった事案では、最高裁判所はどのような判断をしましたか。

ウ. 宗教的施設への市有地の利用提供行為は、市が特定の宗教上の組織との間にのみ意識的に特別の関わり合いを持つものであり、一般人に対し市が特定の宗教に特別の便宜を与えているとの印象をもたらすものであるから、その行為の目的及び効果に鑑み、憲法第89条に違反すると判断しました。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

× あなたの解答: 3 → 暫定解答: 4

【結論】

正解は肢4（ア○ イ× ウ×）。政教分離（20条3項）の対話型問題（宗教団体・玉串料・空知太神社）を問う。

【根拠条文】

憲法20条3項、89条。

【判例】

箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟（最判平成5年2月16日）、愛媛玉串料事件（最大判平成9年4月2日）、空知太神社事件（最大判平成22年1月20日）。

【各肢の検討】

ア（正）：箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟（最判平成5年2月16日）。「宗教団体」（20条1項・89条）と「宗教上の組織若しくは団体」（20条3項）について、特定の宗教の信仰・礼拝・普及等の宗教的活動を本来の目的とする組織ないし団体と同義に解するのが。

イ（誤）：愛媛玉串料事件判決（最大判平成9年4月2日）は、県による靖国神社・護国神社への玉串料等公金支出について、「宗教的活動」に当たるとして20条3項違反・89条違反と判示。本肢は「世俗的目的で宗教的活動には当たらない」とするが判例と逆。

ウ（誤）：空知太神社事件判決（最大判平成22年1月20日）は、市有地の宗教施設敷地への無償利用提供について、89条違反（公の財産の宗教用途支出禁止）と判示したが、判断枠組みは目的効果基準ではなく諸般の事情を総合考慮する枠組み（目的効果基準を経由せず89条違反を直接判断）。本肢は「目的及び効果に鑑み」と目的効果基準を適用するが、判決の枠組みと異なる。

〔第4問〕（配点：3）

表現の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No. 6〕から〔No. 8〕）

ア．憲法第21条第2項前段にいう「検閲」とは、公権力が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指す。〔No. 6〕

イ．表現物に対する税関検査は、表現の事前規制たる側面を有するものの、検査対象となる表現物は、一般に、国外においては既に発表済みで、輸入が禁止されるだけで、発表の機会が全面的に奪われてしまうものでもなく、また、税関は特に思想内容等を対象として規制することを独自の使命とするものではないから、憲法第21条第2項前段にいう「検閲」には当たらない。〔No. 7〕

ウ．公立図書館において、図書館資料の選択は職員の専門的な判断に委ねられており、職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由に廃棄したとしても、当該著作者はその思想、意見等をその著作物によって公衆に伝達する機会を完全に奪われたわけではないから、その廃棄行為は国家賠償法上違法とはならない。〔No. 8〕

× あなたの解答: **ア1 イ1 ウ2** → 暫定解答: **ア2 イ1 ウ2** (2/3 記述一致)

【結論】

ア=2（誤）、イ=1（正）、ウ=2（誤）。表現の自由（検閲・税関検査・図書館図書廃棄）の判例を問う。

【根拠条文】

憲法21条1項・2項前段、国家賠償法1条1項。

【判例】

札幌税関検査事件（最大判昭和59年12月12日）、船橋西図書館事件（最一小判平成17年7月14日）。

【各肢の検討】

ア（誤）：札幌税関検査事件判決（最大判昭和59年12月12日）の「検閲」定義は、「行政権が主体となって」行う事前規制を指す。「公権力が主体」とする本肢は範囲を広げすぎ、判例の主体限定（行政権限定）と異なる。

イ（正）：札幌税関検査事件判決の趣旨（最大判昭和59年12月12日）。税関検査は事前規制の側面を持つが、国外既発表・輸入禁止のみで発表機会全面剥奪ではなく、税関は思想内容を対象とする規制を独自使命としないため「検閲」に当たらない。

ウ（誤）：船橋西図書館事件判決（最一小判平成17年7月14日）は、公立図書館職員の著作者の思想・信条を理由とする独断的図書廃棄は、著作者の公衆への著作物伝達利益を侵害し、国家賠償法上違法となると判示。本肢は国賠違法にならないとするが判例と逆。

【関連改正との関係】

税関検査制度は関税法69条の11で現行も維持。

【第5問】（配点：2）

旭川学力テスト事件判決（最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決、刑集30巻5号615頁）に関する次のアからウまでの各記述について、当該判決の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No. 9】）

ア．親は、子どもに対する自然的関係により、子どもの教育に対する一定の支配権を有すると認められるが、このような親の教育の自由は、主として家庭教育等、学校外の教育において現れるものの、そこに学校選択の自由は含まれない。

イ．普通教育における教師は、子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法について完全に自由な裁量を有する。

ウ．国は、国政の一部として広く適切な教育政策を樹立、実施し得る者として、憲法上、子ども自身の利益の擁護等のため、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容につき決定する権能を有する。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

○ あなたの解答: 7 → 暫定解答: 7

【結論】

正解は肢7（ア× イ× ウ○）。旭川学力テスト事件判決（最大判昭和51年5月21日）の判示内容を問う。

【根拠条文】

憲法23条（学問の自由）、26条（教育を受ける権利）。

【判例】

旭川学力テスト事件判決（最大判昭和51年5月21日）。

【各肢の検討】

ア（誤）：旭川学力テスト事件判決（最大判昭和51年5月21日）は、親の教育の自由が家庭教育等学校外教育に現れるとしつつ、学校選択の自由もその現れとして認めた（学校選択の強要・妨害による侵害が問題となりうる）。本肢は学校選択の自由を含まないとするが判例と異なる。

イ（誤）：旭川学力テスト事件判決（最大判昭和51年5月21日）は、普通教育における教師の教授の自由を完全な自由裁量として認めていない。一定範囲で教授の自由を認めつつも、国の教育内容決定権能との並立の下で制限される。本肢は「完全に自由な裁量」とするが判例と異なる。

ウ（正）：旭川学力テスト事件判決（最大判昭和51年5月21日）の中核。国は国政の一部として必要かつ相当と認められる範囲で教育内容の決定権能を有する（国の教育権）。親・教師・国・子どもの学習権の並立構造。

〔第6問〕 (配点: 3)

労働基本権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No. 10] から [No. 12])

ア. 憲法第28条に規定される労働基本権は、憲法第25条の生存権の保障を基本理念として、勤労者に対して人間に値する生存を保障すべきものとする見地に立ち、憲法第27条の定める勤労の権利及び勤労条件に関する基準の法定の保障とあいまって、勤労者の経済的地位の向上のための手段として、団結権、団体交渉権、争議権等を保障しようとするものであって、社会権的性質を有する権利であり、自由権としての側面はない。 [No. 10]

イ. 基本的人権の規定は、公権力との関係で国民の権利・自由を保護するものであると考えられており、労働基本権も、国家との関係での権利保障が本質であって、使用者対労働者という関係においては、私法の一般規定に憲法第28条の趣旨を取り込んで解釈・適用することによって間接的に適用され、その結果、正当な争議行為に対する損害賠償からの民事免責が認められる。 [No. 11]

ウ. 全農林警職法事件判決(最高裁判所昭和48年4月25日大法廷判決、刑集27巻4号547頁)は、争議行為を禁止し、そのあおり行為を処罰の対象としていた国家公務員法に関し、公務員が行う争議行為を違法性の有無及び強弱によって区別し、違法性の強い争議行為を、違法性の強い又は社会的許容性のない行為によりあおるなどした場合に限って刑事制裁を科すべき趣旨であると解釈することについて、犯罪構成要件の明確性を要請する憲法第31条に違反する疑いがあることなどを理由として、否定している。 [No. 12]

○ あなたの解答: **ア2 イ2 ウ1** → 暫定解答: **ア2 イ2 ウ1** (3/3 記述一致)

【結論】

ア＝2（誤）、イ＝2（誤）、ウ＝1（正）。労働基本権（憲法28条）の法的性格・私人間効力・全農林警職法事件を問う。

【根拠条文】

憲法25条、27条、28条、労働組合法1条2項、全農林警職法事件判決。

【各肢の検討】

ア（誤）：労働基本権（28条）は自由権的性格と社会権的性格の両面を持つ（通説）。団結権・団体交渉権・争議権は、国家介入排除（自由権）だけでなく国家による積極保障（社会権）の両側面で機能。本肢は「自由権としての側面はない」と社会権のみに限定するが、通説と異なる。

イ（誤）：労働基本権は私人間にも直接効力を持つ（通説）。28条が使用者と労働者との関係を直接規律する（刑事免責・民事免責・使用者の不当労働行為禁止）。本肢は「間接適用」とするが、28条は直接適用説が通説。

ウ（正）：全農林警職法事件判決（最大判昭和48年4月25日）の限定解釈の論点。公務員の争議行為を違法性の強弱で区別し、違法性の強い行為を違法性の強いとおり等で行う場合に限り処罰する、との限定解釈は、犯罪構成要件の明確性（罪刑法定主義）を損ない許されないと判示（限定解釈否定）。

【関連改正との関係】

労働基本権の射程は学説・判例で議論。

〔第7問〕 (配点: 3)

憲法の意味や分類に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に〔No. 13〕から〔No. 15〕)

- ア. a. 日本国憲法は、形式的意味での憲法に該当する。
 b. 日本国憲法は、権力分立や権利保障に関する諸規定を有している。〔No. 13〕
- イ. a. 日本国憲法は、立憲的意味の憲法あるいは近代的意味の憲法に該当する。
 b. 日本国憲法の下には、国会が制定する皇室典範、国会法、内閣法、公職選挙法といった憲法附属法が存在している。〔No. 14〕
- ウ. a. 日本国憲法は、硬性憲法に該当する。
 b. 日本国憲法第96条第1項前段は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。」と規定する。〔No. 15〕

○ あなたの解答: **ア2 イ2 ウ1** → 暫定解答: **ア2 イ2 ウ1** (3/3 記述一致)

【結論】

ア＝2（根拠とならない）、イ＝2（根拠とならない）、ウ＝1（根拠となる）。憲法の意味・分類における a・b の根拠関係を問う。

【根拠条文】

憲法全般、憲法96条（硬性憲法）。

【各肢の検討】

ア（根拠とならない）：a「日本国憲法は形式的意味の憲法に該当」に対し、b「権力分立・権利保障の規定を有する」は、立憲的（近代的）意味の憲法の根拠であり、形式的意味（憲法典の名称）の根拠とはならない。根拠関係が逆転。

イ（根拠とならない）：a「日本国憲法は立憲的・近代的意味の憲法に該当」に対し、b「皇室典範・国会法等の憲法附属法が存在」は、法体系の階層構造を示し固有の意味の憲法の根拠を述べるが、aの立憲的意味の憲法該当性の根拠とはならない。

ウ（根拠となる）：a「日本国憲法は硬性憲法に該当」に対し、b「96条1項前段で改正に総議員の3分の2以上の賛成+国民投票承認が必要」は、通常法律制定より厳格な改正手続（硬性憲法の定義）を満たすことを示す根拠として a を支える。

〔第8問〕 (配点: 3)

主権に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の批判となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No. 16] から [No. 18])

- ア. a. 国民主権に基づく憲法において、独裁制を規定することは可能である。
b. 国民主権とは、国家権力の正当性の根拠は国民にあるとする原理である。 [No. 16]
- イ. a. 国民主権原理にいう「国民」とは、観念的抽象的に想定される全国民という統一体のことである。
b. 国民主権原理は、代表民主制の下でも、直接民主制的制度をできる限り求める原理と捉えるべきである。 [No. 17]
- ウ. a. 日本国憲法制定に先立ち、日本によるポツダム宣言の受諾により主権の所在が天皇から国民へと変更され、法的意味での革命があったとみることができる。
b. 憲法改正には限界があり、主権の所在等の基本原理は憲法改正手続では変更できないと解釈すべきである。 [No. 18]

○ あなたの解答: **ア2 イ1 ウ2** → 暫定解答: **ア2 イ1 ウ2** (3/3 記述一致)

【結論】

ア＝2（批判とならない）、イ＝1（批判となる）、ウ＝2（批判とならない）。主権論における a・b の批判関係を問う。

【根拠条文】

憲法前文、1条、96条。

【各肢の検討】

ア（批判とならない）：a「国民主権下でも独裁制を規定可能」に対し、b「国民主権＝国家権力の正当性根拠が国民にある原理」は、aの主権概念の前提を述べているだけで、独裁可能とのaの結論への直接批判にはならない。

イ（批判となる）：a「国民主権の『国民』は観念的抽象的な全国民統一体」（ナシオン主権説）に対し、b「国民主権は代表民主制下でも直接民主制的制度をできる限り求める原理」は、具体的国民（有権者）を重視するプープル主権説の立場で、aのナシオン主権説を批判する論理。

ウ（批判とならない）：a「ボツダム宣言受諾で主権変更・法的革命（八月革命説）」に対し、b「憲法改正には限界あり、基本原理は改正手続で変更不可（改正限界説）」は、aの論理と整合的（八月革命説は改正限界説の前提）。根拠関係を持つが、批判関係ではない。

〔第9問〕（配点：3）

皇室の財産に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に **〔No. 19〕** から **〔No. 21〕** ）

ア．皇室の財産授受は国会の議決に基づかなければならないと定めている憲法第8条の趣旨に照らすと、外国交際のための儀礼上の贈答に係る授受については、その度ごとに国会の議決を経る必要はない。 **〔No. 19〕**

イ．憲法第88条前段は、全て皇室財産は国に属すると規定しており、この「皇室財産」とは天皇及び皇族の財産を意味しているため、天皇及び皇族が私有財産を保有することは認められない。 **〔No. 20〕**

ウ．憲法第88条後段では、全て皇室の費用は国会の議決を経なければしないと規定されているが、その議決の方法については規定されていないため、参議院が、衆議院よりも先に、皇室の費用について審議することも許される。 **〔No. 21〕**

○ あなたの解答: **ア1 イ2 ウ2** → 暫定解答: **ア1 イ2 ウ2** (3/3 記述一致)

【結論】

ア＝1（正）、イ＝2（誤）、ウ＝2（誤）。皇室の財産（憲法8条・88条）の射程を問う。

【根拠条文】

憲法8条（皇室財産授受と国会議決）、88条前段（皇室財産の国有化）、88条後段（皇室費用と国会議決）、60条（予算衆議院先議）。

【各肢の検討】

ア（正）：8条の趣旨（皇室財産の譲渡には国会議決が原則）について、外国交際のための儀礼的な贈答は、一般的包括的許可で足り、個別の国会議決を経る必要はない（皇室経済法2条2号）。

イ（誤）：88条前段「皇室財産は国に属する」の「皇室財産」は、天皇・皇族個人の私有財産ではなく、公的性格の強い財産のみを指す。天皇・皇族が私的に保有する私有財産は認められる。本肢は私有財産を認めないとするが誤り。

ウ（誤）：皇室の費用は予算に計上されるため、予算と同様の審議をすることとなる。予算は衆議院に先議権があるため、参議院が先に審議することはできない。

【第10問】（配点：2）

選挙権及び選挙制度に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No. 22】）

ア．最高裁判所は、国民の選挙権行使の制限は原則として許されず、国には、国民が選挙権を行使できない場合、そのような制限なしには選挙の公正の確保に留意しつつ選挙権行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難でない限り、選挙権行使を可能にするための所要の措置を執るべき責務があるというべきであり、このことは、精神的原因によって投票所に行くことが困難な有権者の選挙権についても当てはまるとした。

イ．最高裁判所は、政見放送は民主政治の根幹をなす政治上の表現の自由に基づくものであり、いかなる政見放送であってもそのまま放送されるべきであるから、放送事業者が政見放送において用いられた差別的言動を削除したことは、当然に不法行為法上、法的利益の侵害に当たるとした。

ウ．最高裁判所は、1人別枠方式の意義は、衆議院議員選挙制度の変更に伴い、国政における安定性、連続性の確保を図るための暫定的な措置であるということにあると解されるから、その合理性には時間的な限界があり、新しい選挙制度である小選挙区比例代表並立制が定着し、安定した運用がされるようになった段階ではその合理性が失われるとした。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

○ あなたの解答: 3 → 暫定解答: 3

【結論】

正解は肢3（ア○ イ× ウ○）。選挙権及び選挙制度の判例（投票環境の整備・政見放送・1人別枠方式）を問う。

【根拠条文】

憲法15条、47条、公職選挙法150条の2。

【判例】

精神的原因による投票困難者事件（最一小判平成18年7月13日）、政見放送差替え事件（最三小判平成2年4月17日）、1人別枠方式違憲状態判決（最大判平成23年3月23日）。

【各肢の検討】

ア（正）：最一小判平成18年7月13日の趣旨。選挙権行使の制限は原則許されず、国には選挙権行使を可能にする措置を執るべき責務があり、精神的原因の投票困難者にも適用される。

イ（誤）：政見放送差替え事件判決（最三小判平成2年4月17日）は、政見放送における差別的言動の削除について、他人の名誉を傷つけ善良な風俗を害する等政見放送としての品位を損なう言動など公職選挙法150条の2に違反する言動がそのまま放送される利益は法的に保護された利益に当たらないとした上で、当該言動を削除したことは法的利益の侵害にあたらないと判示。本肢は「当然に不法行為上法的利益侵害に当たる」とするが判例と逆。

ウ（正）：1人別枠方式違憲状態判決（最大判平成23年3月23日）。1人別枠方式は小選挙区比例代表並立制導入に伴う暫定的措置で、合理性には時間的限界があり、新制度が定着・安定運用の段階では合理性が失われる、と判示。

【関連改正との関係】

1人別枠方式は平成25年改正で廃止。

【第11問】（配点：2）

衆議院の解散に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、**[No. 23]**）

ア．衆議院が解散決議をして自律的に解散することはできないとする見解は、自律的解散を認めると、衆議院の多数派の意思によって少数派の議員たる地位を奪うことが可能になることや、自律的解散について憲法に明文の規定がないことをその根拠としている。

イ．衆議院の解散に係る天皇の国事行為を定める憲法第7条第3号に、内閣の衆議院解散権の根拠を求める見解に対しては、最初から形式的行為にすぎない天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認を、衆議院解散の実質的決定権の根拠とすることはできないとの批判がある。

ウ．最高裁判所は、衆議院の解散は憲法第81条にいう「処分」であって、裁判所の違憲審査の対象となるが、極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であるから、その法律上の有効無効を審査することは裁判所の権限の外にあるものとした。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

○ あなたの解答: 2 → 暫定解答: 2

【結論】

正解は肢2（ア○イ○ウ×）。衆議院の解散権の学説論理を問う。

【根拠条文】

憲法7条3号（解散公布）、69条（不信任決議解散）、81条（違憲審査権）、苫米地事件判決（最大判昭和35年6月8日）。

【各肢の検討】

ア（正）：衆議院の自律的解散否定説の根拠。自律的解散を認めると多数派が少数派の議員地位を奪う構造となり、また自律的解散を認める憲法上の明文がないことが論拠（通説）。

イ（正）：7条解散説（内閣の助言承認を解散権の根拠とする）への批判。天皇の国事行為は形式的行為で、それへの助言承認は実質的決定権の根拠にならないとの批判が、7条解散説に向けられる（69条限定説・制度本質説からの批判）。

ウ（誤）：苫米地事件判決（最大判昭和35年6月8日）は、衆議院の解散を統治行為として司法審査対象外とした。この判決の中では議員の解散が81条にいう「処分」に該当するかどうかは言及していないため、その点で誤っている。

【第12問】（配点：2）

次の対話は、地方自治に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No. 24】）

教授．憲法は、国会が国権の最高機関であることを定めるとともに、内閣総理大臣は国会議員の中から選出され、国務大臣の過半数は国会議員の中から選ばなければならないと定めていますが、地方公共団体における議会と首長の関係はどのようなものですか。

ア．地方公共団体においては、議会の議員だけでなく、首長も住民による直接選挙によって選出され、法律上、議会の議員と首長との兼職が禁止されています。また、国会が国権の最高機関であるのと異なり、地方公共団体においては、議会が自治権の最高機関たる地位にあるものではありません。

教授．同じく国会と内閣の関係に関し、憲法は、内閣が衆議院を解散できると定めていますが、この点につき、地方公共団体における議会と首長の関係ではどうですか。

イ．法律上、地方公共団体では、首長も住民による直接選挙によって選出され、議会と首長は独立対等の関係とされていますので、首長に議会の解散権は認められていません。

教授．議員の地位に関し、国会議員には、憲法上、発言・表決に対する免責特権と会期中の不逮捕特権が保障されており、その地位が厚く保護されていますが、この点につき、地方公共団体の議会の議員はどうですか。

ウ．地方公共団体の議会の議員は、憲法上、免責特権も不逮捕特権も保障されておらず、法律上、住民による解職請求が認められています。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

○ あなたの解答: 3 → 暫定解答: 3

【結論】

正解は肢3（ア○ イ× ウ○）。地方自治の対話型問題（議会・首長の関係・議員の特権・解職請求）を問う。

【根拠条文】

憲法93条2項（住民による直接選挙）、地方自治法92条の2（議員兼職禁止）、178条（首長による議会解散）、80条以下（解職請求）。

【各肢の検討】

ア（正）：地方公共団体では、議員・首長とも直接選挙で選出され、兼職が地方自治法上禁止される。議会は国会と異なり自治権の最高機関ではなく、首長と対等な独立機関の位置付けである。

イ（誤）：地方自治法178条1項により、首長に議会の解散権が認められている（議会の首長不信任決議可決時、10日以内に議会を解散できる）。本肢は解散権がないとするが法令と異なる。

ウ（正）：地方議会議員には、憲法上の免責特権・不逮捕特権は保障されない（国会議員のみ憲法50条・51条で保障）。また、住民による解職請求（リコール）が地方自治法で認められており、地方議員の地位は地方自治法上の制度で規律される。